

監査公表第12号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年7月5日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
作手総合支所
地域課

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆
滝川健司

第4 監査の期間
令和元年5月7日～令和元年7月4日

第5 監査の方法
令和元年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る平成30年度に実施した事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、事務室の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

作手総合支所

【地域課】

意見

- 1 公有財産について、種目、用途毎整理をされ、未利用地、処分地などの経年変化が分かるような台帳整理を検討されたい。
- 2 市営バスのデマンド運行への移行が他地区の先行事例として有効なものになり、公共交通の見直しと効率化を図られるよう公共交通対策室と協同されたい。